

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月25日
【届出者の氏名又は名称】	ウブシロン投資事業有限責任組合 無限責任組合員 META Capital株式会社 代表取締役 税所 篤
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【電話番号】	03-3408-3100
【事務連絡者氏名】	無限責任組合員 META Capital株式会社 ディレクター 橋本 希有子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ウブシロン投資事業有限責任組合 (東京都港区赤坂9丁目7番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ウブシロン投資事業有限責任組合をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、澤田ホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2020年8月11日付のthe Bank of Mongolia（以下「モンゴル銀行」といいます。）宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していること、及び公開買付代理人の店頭応募窓口の一部変更があったこと等に伴い、2020年2月20日付で提出いたしました公開買付届出書（同年3月9日付、同月24日付、同年4月6日付、同月20日付、同年5月20日付、同月26日付、同年6月8日付、同月18日付、同月30日付、同年7月13日付、同月29日付及び同年8月12日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

7 応募及び契約の解除の方法

(1) 応募の方法

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

(前略)

その後、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年8月12日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年8月26日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計126営業日とすることといたしました。

(中略)

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。もっとも、公開買付者としては、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向を引き続き有していることから、上記の通り、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があった場合、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものの以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたものの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、本書提出日現在において同情報・書面を提出していないことから、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、情報・書面に記載された機密事項の主体である個人及び法人から第三者に開示することを許可されないため公開買付者が当該追加的な連絡又は要請に従った対応を取れなかった場合等にモンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

その後、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年8月12日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年8月26日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計126営業日とすることといたしました。そして、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年8月25日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年9月8日(火曜日)まで延長し、公開買付期間を合計135営業日とすることといたしました。

(中略)

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、同年8月12日時点及び本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。もっとも、公開買付者としては、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向を引き続き有していることから、上記の通り、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定しております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があった場合、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したも以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたもの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、同年8月12日時点及び本書提出日現在において同情報・書面を提出していないことから、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、情報・書面に記載された機密事項の主体である個人及び法人から第三者に開示することを許可されないため公開買付者が当該追加的な連絡又は要請に従った対応を取れなかった場合等にモンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2020年8月26日まで延長したため、同年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており同年8月中旬には提出できると同月29日時点において判断したことから(なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。)、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した同年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。)、公開買付者は、公開買付期間を、8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることいたしました。その後、公開買付者は、2020年8月11日付で、追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものを、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出し、また、公開買付者は、併せて、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、8月26日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計126営業日とすることいたしました。

(中略)

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。)、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。もっとも、公開買付者としては、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向を引き続き有していることから、上記の通り、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものを以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の

返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたもの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、本書提出日現在において同情報・書面を提出していないことから、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、情報・書面に記載された機密事項の主体である個人及び法人から第三者に開示することを許可されないため公開買付者が当該追加的な連絡又は要請に従った対応を取れなかった場合等にモンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2020年9月8日まで延長したため、同年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており同年8月中旬には提出できると同月29日時点において判断したことから(なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。)、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した同年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、同年8月12日時点及び本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。)、公開買付者は、公開買付期間を、8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることといたしました。その後、公開買付者は、2020年8月11日付で、追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものを、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出し、また、公開買付者は、併せて、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、8月26日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計126営業日とすることといたしました。そして、公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していることから、公開買付期間を、9月8日(火曜日)まで延長し、公開買付期間を合計135営業日とすることといたしました。

(中略)

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。)、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、同年8月12日時点及び本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。もっとも、公開買付者としては、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向を引き続き有していること

から、上記の通り、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定しております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものの以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたものの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、同年8月12日時点及び本書提出日現在において同情報・書面を提出していないことから、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、情報・書面に記載された機密事項の主体である個人及び法人から第三者に開示することを許可されないため公開買付者が当該追加的な連絡又は要請に従った対応を取れなかった場合等にモンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2020年8月26日(水曜日)まで(126営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2020年9月8日(火曜日)まで(135営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

6【株券等の取得に関する許可等】

(訂正前)

(前略)

追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており同年8月中旬には提出できると同月29日時点において判断したことから(なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した同年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。)、公開買付者は、公開買付期間を、8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることといたしました。その後、公開買付者は、2020年8月11日付で、追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものを、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出し、また、公開買付者は、併せて、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、8月26日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計126営業日とすることといたしました。

(中略)

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。もっとも、公開買付者としては、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向を引き続き有していることから、上記の通り、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したもの以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたもの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、本書提出日現在において同情報・書面を提出していないことから、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、情報・書面に記載された機密事項の主体である個人及び法人から第三者に開示することを許可されないため公開買付者が当該追加的な連絡又は要請に従った対応を取れなかった場合等にモンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており同年8月中旬には提出できると同月29日時点において判断したことから(なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。)、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した同年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、同年8月12日時点及び本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。)、公開買付者は、公開買付期間を、8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることといたしました。その後、公開買付者は、2020年8月11日付で、追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものを、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出し、また、公開買付者は、併せて、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、8月26日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計126営業日とすることといたしました。そして、公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していることから、公開買付期間を、9月8日(火曜日)まで延長し、公開買付期間を合計135営業日とすることといたしました。

(中略)

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。)、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、同年8月12日時点及び本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。もっとも、公開買付者としては、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向を引き続き有していることから、上記の通り、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定しております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものの以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたもの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、同年8月12日時点及び本書提出日現在において同情報・書面を提出していないことから、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、情報・書面に記載された機密事項の主体である個人及び法人から第三者に開示するこ

とを許可されないため公開買付者が当該追加的な連絡又は要請に従った対応を取れなかった場合等にモンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

(訂正前)

(前略)

(注1) 店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店(大阪支店、名古屋支店、福岡中央支店)に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店

函館支店 酒田支店 会津支店 熊谷中央支店 宇都宮中央支店 佐原支店 新宿中央支店 多摩支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店 大阪支店 福岡中央支店 鹿児島中央支店

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注1) 店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店(大阪支店、名古屋支店、福岡中央支店)に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店

函館支店 酒田支店 会津支店 熊谷中央支店 宇都宮中央支店 佐原支店 新宿中央支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店 大阪支店 福岡中央支店 鹿児島中央支店

(後略)

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2020年9月2日(水曜日)

(訂正後)

2020年9月15日(火曜日)

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2020年8月25日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。